

平成 21 年度介護報酬改定のリハビリテーションに関する報酬単位

訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション費

500 単位/日 305 単位/回 (1 回 20 分間以上)

リハビリテーションマネジメント加算

20 単位 廃止

サービス提供体制強化加算

6 単位 新規

* 指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数 3 年以上の者がいること。

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から起算して

(1 月以内) 330 単位/日 (週 2 回以上・1 回 20 分以上) 340 単位/日 (週 2 回以上・1 回 40 分以上)

介護老人保健施設からの訪問リハビリテーション

通所リハビリテーションの利用者が通所できなくなった際にも円滑な訪問リハビリテーションの提供を可能とする観点から、介護老人保健施設で通所リハビリテーションを受けている利用者については、通所リハビリテーション終了後一月に限り、当該施設の配置医師がリハビリテーション計画を作成し、訪問リハビリテーションを提供することを可能とする。

通所介護

個別機能訓練加算 ()

42 単位/日 新規

通所リハビリテーション

医療保険において、脳血管等疾患リハビリテーション又は運動器疾患リハビリテーションを算定している病院・診療所については介護保険の通所リハビリテーションを行えるよう「みなし指定」を行う。

通所リハビリテーション (1 時間以上 2 時間未満) (新規)

要介護 1 270 単位/回

要介護 2 300 単位/回

要介護 3 330 単位/回

要介護 4 360 単位/回

要介護 5 390 単位/回

1 個別リハビリテーションを 20 分以上実施した場合に限り算定

2 研修を修了した看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師又は柔道整復師がサービスを提供した場合には、所定単位数に 50/100 を乗じた単位数で算定。

理学療法士等体制強化加算

30 単位/日 新規

常勤かつ専従の理学療法士等を 2 名以上配置していること

(1 時間以上 2 時間未満の通所リハビリテーションについてのみ加算)。

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所後又は認定日から起算して

(1 月以内) 180 単位/日 280 単位/日

(1 月超 3 月以内) 130 単位/日 140 単位/日

(3 月超) 80 単位/日 80 単位/日 (月 13 回を限度)

リハビリテーションマネジメント加算

20 単位 / 日 230 単位 / 月

月に 8 回以上通所リハビリテーションを行っている場合に算定

サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算() 12 単位 新規

サービス提供体制強化加算() 6 単位 新規

サービス提供体制強化加算()

当該指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。

サービス提供体制強化加算()

当該指定通所リハビリテーション事業所の指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。

人員に関する基準

(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、介護職員の人員数に関する規定)

利用者が 10 人までは 1 人とし、10 人を超える場合は、常勤換算方法で 10 : 1 以上確保されていること。そのうち、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、利用者が 100 人又はその端数を増すごとに 1 人以上確保されること。

指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合

- ・利用者が 10 人までは 1 人とし、10 人を超える場合は、常勤換算方法で 10 : 1 以上確保されていること。
- ・そのうち、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに 1 年以上従事した経験を有する看護師 が、常勤換算方法で、0 . 1 人以上確保されること。

介護老人保健施設

短期集中リハビリテーション実施加算 (入所の日から起算して 3 月以内)

60 単位 / 日 240 単位 / 日

リハビリテーションマネジメント

20 単位 / 日 包括化

短期入所療養介護

個別リハビリテーション実施加算

240 単位 / 日 新規

1 日 20 分以上の個別リハビリテーションを行った場合

人員に関する基準

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士常勤換算方法で、入所者の数を 100 で除して得た数以上。支援相談員 1 以上 (入所者の数が 100 を超える場合にあっては、常勤の支援相談員 1 名に加え、常勤換算方法で、100 を超える部分を 100 で除して得た数以上)

介護療養型医療施設

特定診療費

理学療法 () 180 単位 / 回 123 単位 / 回

理学療法 () 100 単位 / 回 73 単位 / 回

理学療法 () 50 単位 / 回 廃止

作業療法 180 単位 / 回 123 単位 / 回

言語聴覚療法 180 単位 / 回 203 単位 / 回

摂食機能療法 185 単位 / 日 208 単位 / 日

リハビリテーションマネジメント

20 単位 / 日 包括化

短期集中リハビリテーション

60 単位 / 日 240 単位 / 日

- 1 入院日から起算して3月以内に限る。
- 2 理学療法()・()、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を算定する場合には、算定できない

ADL 加算

30 単位 / 回 廃止

リハビリテーション実施計画(480 単位 / 月)

算定要件 理学療法 ・ 理学療法

集団コミュニケーション療法

50 単位 / 回 新規 (1日に3回を限度)

リハビリテーション体制強化加算(35 単位 / 回)

理学療法() 廃止

認知症短期集中リハビリテーション

対象を中等度・重度の者に拡大するとともに、介護老人保健施設のほか、介護療養型医療施設及び通所リハビリテーションにおける実施について評価を行う。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算

介護老人保健施設

60 単位 / 日 240 単位 / 日

介護療養型医療施設

240 単位 / 日 新規

通所リハビリテーション

240 単位 / 日 新規

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設については週3日まで、通所リハビリテーションについては週2回まで算定可能